

調査項目	細 別		a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般		「評価対象項目」		「評価の基準・評価項目の解説等」		
			「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。		施工体制一般について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)		
			施工計画書を、工事着手前に提出している。		工事着手前に施工計画書を受理した。(受理とは、監督員が受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握することをいいます。)		施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価
			作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。		施工体制台帳等の作成が義務付けられていない工事は、施工計画書等の記載内容を判断のうえ評価してください。「生駒市土木工事共通仕様書」には施工計画書に施工体制を明記することを求めています。営繕工事等の場合は監督職員の指示に従い施工体制に関する書類が整っていれば評価してください。		
			品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。		評価項目の対象としない。		
			元請が下請の作業成果を検査している。		出来高報告書等に基づき元請が検査していることが工事関係資料から確認できる。全て直営施工の場合は評価項目の対象としない。(元請は請負った工事の品質と出来形についての責任を負うため、下請に任せている部分について主要な段階で確認又は把握を行なうことが必要です。工事が下請任せになっていないことを確認してください。)		施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。…… e 評価
			施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。		現場施工方法と施工計画書が一致している。また、当初の施工計画書に対して重大な変更があった場合、施工の事前に施工計画書の見直しが行なわれ、軽微な変更の場合は打合せ簿等により適切に処理されている。		
			緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。		該当がなければ、評価項目の対象としない。		
			現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。		現場における定例会議や安全パトロール等において本店や支店の担当者が参加している。(※加点項目)		
			工場製作期間における技術者を適切に配置している。		工場製作期間においても現場に技術者が適切に配置されている。工場製作がない工事または工場製作期間に配置技術者の専任が必要でない工事は評価項目の対象としない。		
			機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。		該当がなければ、評価項目の対象としない。		
			□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、e評価とする				

調査項目	細 別		a	b	c	d	e
			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
II. 配置技術者(現場代理人等)			「評価対象項目」		「評価の基準・評価項目の解説等」		
			「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。		配置技術者(現場代理人共)について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)		配置技術者に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価
			作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。		地山の掘削や足場の組立等作業主任者の配置が必要な場合、施工計画書に記載があり、作業箇所に掲示等がなされ(作業主任者が現場で周知されているか)、資格証等で作業主任者である事が確認できる。(労働安全衛生法第14条・同規則第16条参照) 土木一式工事または建築一式工事の場合は、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事のことで電気工事や管工事等)を自ら施工するときは専門工事の有資格者を置かなければならない。このような場合、有資格者が配置されていることが資格証等で確認できる。(建設業法第26条の2参照) 作業主任者・専門技術者共に必要のない工事は評価項目の対象としない。		
			現場代理人が、工事全体を把握している。		現場代理人を評価する項目です。(現場代理人とは、請負人の代理人として工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者であることから現場常駐を義務付けています。このことを念頭に各項目について現場代理人に対する評価を行なってください。)		
			設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。				
			監督職員への報告を適時及び的確に行っている。				
			書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。		監理(主任)技術者を評価する項目です。(監理(主任)技術者とは、工事現場における建設工事の施工技術の管理にあたる技術者で、その職務は現場代理人とは別に施工技術上の問題(施工計画・工程管理・品質管理・労務管理・安全管理等)を対象とします。このことを念頭に監理(主任)技術者に対する評価を行なってください。)		配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。…… e 評価
			契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。				
			施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。		工事に手戻りや手直しがあつた場合は評価しない。それ以外は評価する。		
			下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。		下請の有無に係わらず、日々の施工状況を把握していることが確認できる場合は評価する。		
			監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。		技術的な判断が必要な場合、その判断が経験則ではなく、諸基準等に基づいたものであることが明確な場合は評価する。技術的判断の余地が小さいと判断される工事は評価項目の対象としない。		
			□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c			① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、e評価とする				

調査項目	細 別			a	b	c	d	e
		「評価対象項目」		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理			「評価対象項目」		「評価の基準・評価項目の解説等」		
				「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。		施工管理について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)		施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価
				施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。		施工計画書には仕様書に定められた項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。		
				現場条件の変化に対して、適切に対応している。		工事に手戻りや手直しがあつた場合は評価しない。それ以外は評価する。		
				工事材料の品質に影響が無いよう保管している。		材料の調達が必要ない場合は評価項目の対象としない。		
				日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		施工計画書に記載のとおり、出来形管理表(出来形管理基準及び規格値等)、写真管理項目(出来形管理写真等)等に基づき管理されている。出来形管理項目を設定していない工事は評価の対象としない。		
				日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。		施工計画書に記載のとおり、品質管理表(試験区分、試験項目、試験方法、試験基準等)、写真管理項目(撮影項目、撮影時間)等に基づき管理されている。品質管理項目を設定していない工事は評価の対象としない。		
				現場内の整理整頓を日常的に行っている。		現場内の整理整頓の状態を観察し判断する。		
				指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。		指定材料がない場合は評価項目の対象としない。		
				工事打合せ簿を、不足無く整理している。		工事打合せ簿が適時、的確になされている。		
				建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。		再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画が作成され工事完了後はその実施書が提出されている。建設廃棄物の処理を委託する場合はその契約が適正になされている。建設廃棄物の処理がマニフェストで確認できる。建設副産物の搬出及び再生資源の利用に該当しない工事は評価項目の対象としない。		
				工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		主要な建設機械について低騒音、排出ガス対策機械を使用している。		
		□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。				
		該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

調査項目	細 別			a	b	c	d	e
		「評価対象項目」		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	II. 工程管理			「評価対象項目」		「評価の基準・評価項目の解説等」		
				「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。		工程管理について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)		配置技術者に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価
				工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		施工計画書に記載された計画工程が現場条件を反映し適切である。		
				実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。		施工時において、実施工程表(週間または月間工程表等)を作成し、適宜工程の把握に努めている。工事期間が短い等の理由で実施工程表が作成されていない場合については、計画工期内に完成していれば評価項目の対象としない。		
				現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。		現場の状況に応じて監督職員と協議しながら対応し、地元等に対しても工程表を掲示や配布するなど理解を求めている。		
				時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。		各種制約のある中でスムーズに作業が行われている。制約が少ないと判断される工事については評価項目の対象としない。		
				工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。		具体的な工期短縮の工夫が提案され実施されている。(※加点項目)		
				適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。		施工計画書に記載された計画工程と工事の進捗が概ね合致している。		
				休日の確保を行っている。		適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえ評価する。		
				計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。		施工計画書に記載された作業時間が守られている。		
				□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。		
				該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする		

調査項目	細 別	a		b		c		d		e	
		適切である		ほぼ適切である		他の評価に該当しない		やや不適切である		不適切である	
		「評価対象項目」				「評価の基準・評価項目の解説等」					
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。		安全対策について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)						施工体制一般に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価	
		災害防止協議会等を1回/月以上行っている。		災害防止協議会等の実施が書面により確認できる。全て直営施工の場合評価項目の対象としない。							
		安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。		仕様書等に基づく安全教育・安全訓練等の実施が確認できる。(※加点項目)							
		新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。		工事現場に関する教育資料等により当該工事の現場特性を反映した教育を行なっていることが確認できる。							
		工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。		口頭注意相当以上にあたる労働災害及び公衆災害の発生がなかった。							
		過積載防止に取り組んでいる。		啓発、PR、下請業者に対する指導等を行い、資料等から過積載の事実が確認できない。過積載の事実がある場合は評価しない。							
		仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。		山留めや足場等重要な仮設工について、施工計画書に記載された点検及び管理状況の記録(チェックリスト)が有る。仮設工の不備により工事に手戻り等が生じたときには評価しない。対象となる仮設工がなければ評価項目の対象としない。						施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。…… e 評価	
		保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。		保安施設の設置及び管理については是正事項がなく、事故がなかった。							
		地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。		施工計画書に基づく事故防止対策を実施し、事故がなかった。工事に直接支障となる対象物がない場合は評価項目の対象としない。							
		□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。							
		該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする							

調査項目	細 別	a		b		c		d		e	
		適切である		ほぼ適切である		他の評価に該当しない		やや不適切である		不適切である	
		「評価対象項目」				「評価の基準・評価項目の解説等」					
IV. 対外関係		「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。		対外関係について指示事項がなかった。(指示とは指摘・指導で改善されない場合、書面をもって示し実施させることをいいます。)						配置技術者に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価	
		関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。		関係官公庁などと調整・協議した資料があり、工事期間中トラブルが発生しなかった。調整等不要の場合は評価項目の対象としない。(※関係官公庁などにはガス・電気・NTT・鉄道・バス会社を含む)							
		地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。		地元と適切な調整(工事説明会・戸別訪問・回覧・掲示等)をした事実が確認できる。地元調整不要の場合は評価項目の対象としない。							
		第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。		苦情が無かった、または苦情に対して積極的かつ的確に対応した。発注者任せの対応であったと判断した場合は評価しない。							
		関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。		関連工事との調整の事実が打合せ記録等で確認できる。確認できない場合は評価しない。関連工事がない場合は評価項目の対象としない。※関連工事とは他の業者が近接した区域かつ重複した工期で施工する公共性のある工事のうち、進入路が重複する等の理由で工事間の調整が必要不可欠なものをいう。民間の住宅工事等は関連工事には含まない。						配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。…… e 評価	
		工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。		地域住民に対する回覧や通行者に対する工事案内看板等の内容が充実している。							
		□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。							
		該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数 ④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする							

調査項目	細 別						
		a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の事項に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		「評価対象項目」			「評価の基準・評価項目の解説等」		
		契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。		照査結果についての照査報告書の提出がある。施工計画書の提出、工事打合せ簿等による報告の後工事に着手している。			施工管理に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。…… d 評価
		施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっていることが確認できる。		施工計画書に仕様書等に定められた項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。			
		工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。		工事完成書類(工事履行報告書・工事写真等)として整理されたもので判断すること。			
		現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。		現場条件又は計画内容に重大な変更が生じた場合、施工の事前に施工計画書の見直しが行なわれている。軽微な変更の場合、打合せ簿等により適切に処理されている。当初計画に変更がない場合は評価項目の対象としない。			
		工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。		施工計画書に記載のとおり管理していることが工事完成書類で確認できる。材料の調達が必要な場合は評価項目の対象としない。			
		立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。		事前(適切な時期)に書面または口頭による立会確認願いが監督職員になされている。			
		建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。		再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画が作成され工事完了後はその実施書が提出されている。建設廃棄物の処理を委託する場合はその契約が適正になされている。建設廃棄物の処理がマニフェストで確認できる。建設副産物の搬出及び再生資源の利用に該当しない工事は評価項目の対象としない。			
		施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。		施工体制台帳等の作成が義務付けられていない工事の場合は評価項目の対象としない。			
		下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。		元請業者が検査を実施していることが工事関係資料から確認できる。(例:下請の出来高報告書に基づき元請が検査を実施していることが書面で確認できる。)全て直営施工の場合は評価項目の対象としない。			
		品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。		当面の措置として評価項目の対象としない。			
		工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。		工事の関係書類や資料等が不足無く、簡潔に、見やすく整理されている。			
		社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。		社内管理基準(出来形・品質管理において、市の発注基準を上回るもの)が有り、それにより管理されかつ達成されている。または、社内管理基準から外れた場合は是正処置が施工計画で明らかである。社内管理基準を用いて管理していない場合や出来形・品質管理項目が設定されていない場合は、工事が適切に管理されていても評価項目の対象としない。			
		□ その他理由		※評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。			
<p>該当項目が90%以上…… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満…… b</p> <p>該当項目が80%未満…… c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値( %) = ( ) 評価数 / ( ) 対象評価項目数</p> <p>④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>					
		施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。…… e 評価					